

## 田原本すこやか保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は次のとおりです。

### 1 運営主体

名称	特定非営利活動法人 子育てすこやかサークル
所在地	奈良県橿原市葛本町 252 番地の 1
電話番号	0 7 4 4 - 3 5 - 3 8 3 5
代表者職氏名	理事長 峪口 蔵人

### 2 利用施設

施設の種類	小規模保育事業所 A 型
施設の名称	田原本すこやか保育園
施設の所在地	奈良県磯城郡田原本町大字新町 1 2 6 - 3
連絡先	電話番号 0744-35-5015 FAX 0744-35-5016
管理者	木村 規子
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、 保育を必要とする 0 歳児・1 歳児・2 歳児
認可定員	1 歳児及び 2 歳児 1 3 人 0 歳児 6 人
開設年月日	平成 3 1 年 4 月 1 日
事業所番号	2936352000015

### 3 事業所の目的・運営方針

田原本すこやか保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行う事を目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。

- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うように努めます。

#### 4 施設・設備等の概要

##### (1) 施設

敷地	敷地全体	177.41 m <sup>2</sup>
	園庭（代替地）（職員駐車場含む）	790 m <sup>2</sup>
園舎	構造	木造
	延べ床面積	183.682 m <sup>2</sup>

##### (2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1 室	
保育室	2 室	
遊戯室	1 室	
調理室	1 室	

#### 5 職員の設置状況

職種	員数	備考
管理者	1	常勤
保育士	13	常勤9名 非常勤4名

※当園では、「田原本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」に定める基準に基づき、保育の提供に必要な職種について配置しています。

※常勤・非常勤の内訳は、職員の異動に伴い変動する場合があります。

※令和6年2月1日時点における職員数です。

〈各職種の勤務体系〉

職種	勤務体系
管理者	7:00～19:00 の時間帯において週 4 0 時間勤務する
保育士	勤務時間帯 7 : 00 ~ 19 : 00

※ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間は異なります。

※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

## 6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日とします。ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

## 7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

### □ 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、7時から18時までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、土曜日を除く開園日の18時から19時までの範囲内で、延長保育を提供いたします（延長保育の利用に当たっては、通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

### □ 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、8時から16時までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、月曜日から金曜日の7時から8時まで又は16時から19時までの範囲内、土曜日の7時から8時まで又は16時から18時までの範囲内で、延長保育を提供いたします。（延長保育の利用に当たっては、通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

□ 最終登園時間

保育標準時間認定、保育短時間認定のいずれの認定を受けた場合であっても、最終登園時間は9時となっております。都合によりやむを得ない場合を除き、9時までに登園していただきます。

8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 117 号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定地域型保育及び延長保育の提供

上記 7 に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0 歳児	10 時 00 分頃	11 時 00 分頃	15 時 00 分頃	
1 歳児	10 時 00 分頃	11 時 10 分頃	15 時 00 分頃	
2 歳児	10 時 00 分頃	11 時 10 分頃	15 時 00 分頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

9 利用料金

(1) 特定地域型保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担（月額）を当園にお支払いいただきます。月の途中で退所する場合についても、月額利用者負担額をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1) に掲げる利用者負担額のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払い方法については別途お知らせします。

10 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

(1) 園児が満 3 歳に達したとき（ただし、満 3 歳に達した年度の 3 月 31 日までは保育を提供いたします）。

(2) 園児の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## 1.1 連携施設

当園は、保育を適正に実施し、当園における保育終了後も継続的に児童の受け入れ先が確保されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う教育・保育施設を確保しております。

### (1) 連携内容

- ア 園児に集団保育を体験させるための機会の設定、その他保育の内容に関する支援
- イ 代替保育（当園の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当園に代わって提供する保育をいう。）の提供
- ウ 当園における保育の提供終了に際しての当該児童の継続的な受け入れ

### (2) 連携施設

#### ア すこやかな空くれよん保育園

運営主体	社会福祉法人 すこやか
所在地	奈良県磯城郡田原本町大字宮古 161 番 1
連携内容	・乳幼児卒園後の受け入れ ・代替保育 ・相談・助言支援 ・行事への参加支援
電話番号	0744-34-0008

#### イ 宮古保育園

運営主体	社会福祉法人 愛和会
所在地	奈良県磯城郡田原本町大字宮古 667 番地 1
連携内容	・乳幼児卒園後の受け入れ ・相談・助言支援 ・行事への参加支援
電話番号	0744-34-1611

#### ウ こどもの森 阪手 保育園

運営主体	社会福祉法人 愛和会
所在地	奈良県磯城郡田原本町阪手 931-1
連携内容	・乳幼児卒園後の受け入れ ・相談・助言支援 ・行事への参加支援
電話番号	0744-34-1612

## 工 朝 和 保育園

運営主体	社会福祉法人 愛和会
所在地	奈良県天理市兵庫町 332-1
連携内容	・行事への参加支援 ・相談・助言支援
電話番号	0743-67-1611

## 才 常 葉 保育園

運営主体	社会福祉法人 広陵福社会
所在地	奈良県北葛城郡広陵町大字百済 1779-3
連携内容	・代替保育 ・相談・助言支援 ・行事への参加支援
電話番号	0745-55-3201

## 1.2 嘱託医

当園は、以下の医療機関を嘱託医としています。

### (1) 小児科

医療機関の名称	医療法人友愛会 かつらぎクリニック
医院長名	西野 俊彦
所在地	奈良県葛城市北花内616-1
電話番号	0745-69-0801

### (2) 歯科

医療機関の名称	医療法人檀の木会 さわやか歯科
医院長名	吉田 美香
所在地	奈良県橿原市中曾司町191番地14
電話番号	0744-29-5466

## 1.3 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態は発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

#### 1.4 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情受付担当者 園長 秦 孝依</li> <li>・苦情解決責任者 理事長 峪口 蔵人</li> <li>・ご利用時間 平日 9:00～17:00</li> <li>・電話番号 0744-35-5015</li> <li>FAX 0744-35-5016</li> </ul> <p>担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。</p>	
	第三者委員	堀 英則
岩城はるみ		<div style="background-color: #cccccc; width: 100px; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> 役職・肩書き KOJIKANO OUCHI 代表
		<div style="background-color: #cccccc; width: 100px; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div>
		<div style="background-color: #cccccc; width: 100px; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div>

※当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

その他、要望・苦情等に係る窓口は以下のとおりです。

奈良県運営適正化委員会（奈良県社会福祉協議会内） 0744-29-1212

#### 1.5 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応致します
建物の耐火構造	耐火建築物
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有</li> <li>・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有</li> <li>・非常用電源 有 ・スプリンクラー 無</li> <li>・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有</li> </ul>
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

#### 1.6 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別表

1 延長保育に係る利用者負担金

- 保育標準時間認定に係る延長保育料

18時から19時まで利用した場合 1回あたり200円

- 保育短時間認定に係る延長保育料

ア 7時から8時まで利用した場合 1回あたり100円

イ 16時から18時まで利用した場合 1回あたり200円

ウ 18時から19時まで利用した場合 1回あたり200円

注：

同じ日に、アの時間帯（7時から8時まで）とイの時間帯（16時から18時まで）を共に利用した場合には、それぞれの延長保育料が必要となります。

2 保育に係る物品購入費用

シール帳	1冊	620円（シール含む）
おたより入れ	1つ	310円
帽子	1着	1,050円

※絵本（キンダーブック）月額 400円